

地下水の安全確保に向けて取り組みを進めています

「城陽市では地下水の安全を確保するための継続的に土壌や水質の監視を行っています」

山砂利採取地内で使用された再生土の一部が産業廃棄物と認定されたり、事業所内の井戸から環境基準を超える砒素や水銀が検出されるなど心配される事態が発生しています。

城陽山砂利採取地整備公社の「土壌・地下水の保全に係る審議会」の横山委員長(同志社大学名誉教授)は、「大規模汚染の可能性は低い」と判断されています。市では、引き続き経過観察を行い、地下水の安全確保に努めます。

【再生土搬入問題】

経過

砂利採取事業所内の防災調節池のえん堤の補強などに使われた再生土(建設汚泥を固化処理したリサイクル製品)の一部(10トン)ダンブ約3000台分が固化処理が不十分であったなどとして、京都府が産

市の対応

業廃棄物と認定し、排出業者を告発した。なお、府は、土壌の安全を確認し、念のため覆土の措置を指導しています。市では、搬入された再生土と搬入された場所に隣接する防災調節池の水質検査を実施しました。検査の結果はいずれも環境基準を超

【砒素・水銀検出】

経過

える物質は検出されませんでした。市議会では撤去の決議がされていますが、現在さらに調査箇所を増やして土壌の検査を行っているところです。事業所内の井戸から環境基準を超える砒素や水銀が検出されました。なお、青谷川からは検出されていません。

専門家のコメント

審議会の横山委員長は、砒素については「周辺環境への汚染はみられない」、「今後とも大規模汚染は認められないと思われるが、監視の継続が望まれる」。また、水銀については「再検査で検出していない事実から大規模汚染の可能性が低いと判断できる」今後とも大規模汚染の可能性は認められないと思われる」と判断されています。

市の対応

市では、今後も当該井戸の検査を継続的に行うとともに水銀が検出された井戸の周辺の土壌の検査を行うなど原因究明に努めます。また、採取跡地全体の土壌の検査の実施、埋戻や地下水の監視強化についても進めます。

採水日	砒素		水銀
	A事業所	B事業所	C事業所
H17.12.19	0.022	0.011	
H18.1.31	0.014	0.010	
H18.4.28	基準値未満	基準値未満	
H18.6.26	基準値未満	基準値未満	0.0012
H18.8.29			不検出
H18.9.20	0.013	0.012	
H18.10.13	0.016	0.017	
H18.11.10	0.019	0.014	不検出

基準値は、砒素：0.01mg/l以下
水銀：0.0005mg/l以下

水道水は安全です

①水質検査体制

上下水道部では、水道水の安全を保証するために毎日検査、毎週検査、毎月検査、3ヵ月検査及び毎年検査等の水質検査を行っています。

水質検査項目は、水道法等に基づき、水質基準50項目、水質管理目標設定24項目(農薬類101項目を含む)及び本市独自の水質検査項目としています。

原水(地下水)の水質検査は、浄水場別としていますが、今年度については、取水井(井戸)別の水質検査を実施しました。浄水の水質検査は、浄水系統、配水区域及び京都府営水道別として行います。

水質検査頻度は、水道法及び原水水質の特徴等により項目別に設定します。平

成18年度は、延べ351検体、3700項目余りもの水質検査を実施しています。

毎日検査を除いて、すべて水質検査を厚生労働省登録検査機関へ委託して、水道水が安全であることを確認していますので、安心してご利用ください。

②浄水処理工程

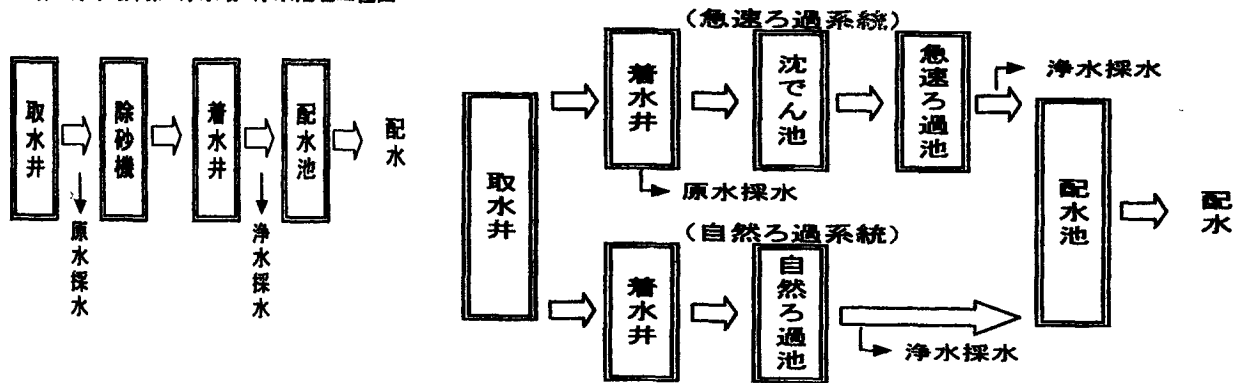
東部地域にある第1浄水場及び第2浄水場は、原水(地下水)の水質が良好であるため、原水中の砂を除去し、消毒剤等を注入して配水しています。

西部地域にある第3浄水場は原水(地下水)に若干の鉄・マンガンを含むため、急速ろ過系統及び自然ろ過系統により消毒剤等の注入を含む浄水処理を行い配水しています。

浄水処理工程は下の図のとおりです。

第3浄水場 浄水処理工程図

第1浄水場、第2浄水場 浄水処理工程図



ご意見をお寄せください
市民の皆さまのご意見をお待ちしております。はがき、手紙、FAX、Eメールでご意見をお寄せください。

城陽市役所

東部丘陵整備課

〒610-0195

寺田東ノ口16・17番地

【FAX】

0774(56)3999

【Eメール】

tobukuryoo@city.

joyo.kyoto.jp

上下水道部工務課

〒610-0101

平川広田67番地

【FAX】

0774(55)0771

【Eメール】

komu@city.joyo.

kyoto.jp

